

[事案 2022-315] 解約取消請求

・令和5年11月1日 裁定終了

<事案の概要>

適切な案内がなかったこと等を理由に、脱退の取消しを求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成17年2月に勤務先で契約した団体定期保険について、令和3年3月に勤務先を退職したことにより同年5月に脱退となったが、以下等の理由により、脱退を取り消して本契約の加入を継続してほしい。

- (1) 本契約の加入証には、退職時に本人からの申し出があれば継続加入できることの記載はない。
- (2) 被保険者の意思で脱退したかの確認作業ができていない。脱退時の被保険者への意思確認が不十分である。
- (3) 脱退の際、被保険者への説明と本人のサインは必須条件であり、第三者が勝手に脱退を行うのは全く納得できない。

<保険会社の主張>

以下等の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 契約者である法人の業務代行会社から、申立人の脱退の連絡を受けて処理を行った。
- (2) 契約者である法人や生命保険事務の代行会社は、保険会社の監督下にあるものではない。
- (3) 毎年の加入勧奨時に、契約者である法人は、所属員の状況に応じた情報提供を行っており、在職者向けパンフレットには退職後も継続加入が可能である旨記載されている。また、生命保険事務の代行会社は、各加入者に対して毎年加入証を発行し、加入内容等を案内しており、社内研修において退職時の継続加入の周知を図っている。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、和解を相当する事情の有無等を把握するため、申立人に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、申立人の請求は認められず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。